

山梨県「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35第3項の規定に基づき、介護サービス事業者に対し、県が実施する調査について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の47の2の規定に基づき、必要な事項を次のとおり定める。

1. 調査の目的

介護サービス利用者の介護サービス選択に資する公表情報の客観性を担保し、介護サービスの質の向上を図ることを目的として、報告内容の事実確認のための調査を実施する。

2. 調査の対象

介護サービス情報の公表制度における公表対象事業所の中で、調査対象は原則として下記に該当する事業所とする。

- (1) 報告内容に虚偽が疑われる事業所
- (2) 利用者等から通報があった事業所
- (3) その他調査が必要と認められる事業所

3. 調査方法

調査は、必要に応じて事業所を訪問し、当該調査に関して事業所を代表する者との面接調査の方法によって行う。

4. 調査項目

調査項目は、介護保険法施行規則別表第1（第140条の45、第140条の47関係）及び別表第2（第140条の45、第140条の47関係）に掲げる項目のうち、必要と認める事項とする。

附 則

本指針は、平成24年12月1日から施行する。